

選挙区及び定数に関する在り方調査会 委員予定者の選定プロセス

1 代表者会議（6月27日）決定事項

調査会の「委員の定数及び属性」、「委員選定の考え方」について、各会派からのアンケート結果を踏まえ、下記のとおり正副議長案を提案し、原案どおり決定された。

【委員の定数及び属性】

- (1) 定数 8名以内
- (2) 属性 学識経験者、法曹関係者、議会関係団体の代表者等
- (3) その他 原則として三重県議会議員選挙の有権者を除く
女性委員の参画を想定

【委員選定の考え方】

- (1) 学識経験者 選挙区及び定数の在り方に関して専門性を有する大学教授等
- (2) 法曹関係者 選挙制度に関して専門性を有する弁護士等
- (3) 議会関係団体の代表者等 「全国都道府県議会議長会」関係者等

具体的な委員の選定については、正副議長に一任することとされた。

2 正副議長による委員の選定

委員の定数は、上限である8名の選定をめざすこととし、その内訳・属性は、次のとおりとした。また、複数名の女性委員の参画をめざすこととした。

学識経験者6名：専門分野のバランスを考慮し、法学分野、政治学分野、地方自治分野の研究者から各2名

法曹関係者1名：地方議会議員選挙に係る選挙無効請求事件の判決に携わった裁判官経験者。それらの方に就任いただけない場合には、地方議会に造詣の深い弁護士

議会関係団体の代表者等1名：全国都道府県議会議長会の職員(元職員を含む)

「学識経験者」の3分野(法学、政治学、地方自治)と「法曹関係者」については、専門性やこれまでの実績(本調査会とテーマが近接する総務省の研究会等への委員としての参加実績)、中立性(特定の党派に偏った主張等をしていないかどうか)などを考慮して、それぞれ7名から10名の候補者を選定し、優先順位を付して、それぞれの予定人数に達するまで候補者と折衝した。

「議会関係団体の代表者等」については、全国都道府県議会議長会と協議した。